

公定価格における保育所の施設長の要件について (兼務関係)

令和 4 年10月20日

内閣府子ども・子育て本部

公定価格の算定方法における保育所の施設長の要件について（兼務関係）

概要

- 市町村から保育所等に支払われる公定価格では、全施設に共通して適用される基本分単価において、施設長の人件費を算定し、一定の経験や能力を有する施設長が常時実際にその施設の運営管理の業務に専従していることを要件としており、要件を満たしていない場合は、減算する仕組みとしている。

※保育所の施設長が他の施設や事業の職員と兼務すること自体は可能。

※施設長に支払われる給与は、事業所で決定。

関係規定

※特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（平成28年8月23日付け府子令第571号等）別紙2 保育所（保育認定2・3号）抜粋

Ⅱ 基本部分

1. 基本分単価（⑥）

（2）基本分単価に含まれる職員構成

基本分単価に含まれる職員構成は以下のとおりであることから、これを充足すること。なお、分園は中心園の施設長のもと中心園と一体的に施設運営が行われるものとする。その際、以下の職員（施設長を除く。）を充足すること。（略）

（イ）その他

i 施設長 1人

（注）施設長は児童福祉事業等に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で、常時実際にその施設の運営管理の業務に専従し、かつ委託費からの給与支出がある者とする。

<児童福祉事業等に従事した者の例示>

児童福祉施設の職員、幼稚園・小学校等における教諭、市町村等の公的機関において児童福祉に関する事務を取り扱う部局の職員、民生委員・児童委員の他、教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設の職員等

<同等以上の能力を有すると認められる者の例示>

公的機関等の実施する施設長研修等を受講した者等

Ⅳ 加減調整部分

2. 施設長を配置していない場合（⑩）

（1）調整の適用を受ける施設の要件

Ⅱの1（2）の（イ）iの（注）の要件を満たす施設長を配置※していない施設に適用する。

※ 2以上の施設又は他の事業と兼務し、施設長として職務を行っていない者は欠員とみなされ、要件を満たす施設長を配置したことはならないこと。